



毎朝の健康観察のお願い

新年度が始まり、お子さんは前向きな気持ちや期待にあふれる一方、入学や進級にともない環境が変わり、少なからず不安や緊張も抱えていることと思われます。楽しく充実した学校生活・病気や異常の早期発見のためにも、お子さんの健康観察を実施していただければと思います。朝のお忙しい時間帯ではありますが、ご協力をよろしくお願ひします。

- ・ すっきりと起きられたか
- ・ 頭やお腹を痛がっていないか
- ・ 発熱はないか
- ・ 気分が落ち込んでいないか
- ・ 普段と違う様子はないか

発熱や風邪の症状がある場合は、登校を控えて休養させてください。



※学校感染症による出席停止期間～感染症にかかった場合はお知らせください

	学校感染症	出席停止の期間
第1種	<ul style="list-style-type: none"> ・ エボラ出血熱 ・ クリミアコンゴ出血熱 ・ 痘そう ・ ペスト ・ 南米出血熱 ・ ラッサ熱 ・ 重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス） ・ マールブルグ病 ・ シフテリア ・ 特定鳥インフルエンザ ・ 急性灰白髄炎 	治癒するまで
第2種	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ ・ 新型コロナウイルス感染症 ・ 百日咳 ・ 麻疹（はしか） ・ 流行性耳下腺炎（おたふく） ・ 風疹 ・ 水痘（みずぼうそう） ・ 咽頭結膜熱（プール熱） ・ 結核 ・ 髄膜炎菌性髄膜炎 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで ・ 発症した後5日を経過し、かつ軽快した後1日を経過するまで ・ 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで ・ 解熱した後3日を経過するまで ・ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで ・ 発疹が消失するまで ・ すべての発疹が痂皮化するまで ・ 主要症状が消退した後2日を経過するまで ・ 病状により学校医又はその他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ・ 同上
第3種	<ul style="list-style-type: none"> ・ コレラ ・ 細菌性赤痢 ・ 腸管出血性大腸菌感染症 ・ 腸チフス ・ パラチフス ・ 急性出血性結膜炎 ・ 流行性角結膜炎（はやり目） 	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
その他	<ul style="list-style-type: none"> 例）・ 溶連菌感染症 ・ 帯状疱疹 ・ 感染性胃腸炎 など 	学校医その他の医師が発行した場合のみ出席停止

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外は、出席停止の期間や医師による治癒の判断を受けたことなどを確認するため、登校許可証の提出をお願いしています。受診した病院で発行してもらい、持参して登校してください。（提出がない場合は、学校から確認の連絡をさせていただくことがあります）

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

川崎市教育委員会では、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでおります。災害共済給付とは、学校の管理下においてお子さんが災害（負傷、疾病等）にあわれた際、その医療費や見舞金の給付を行う制度です。この制度への加入は任意ですが、例年ほぼ全員の方にご加入いただいております。（令和6年度実績：98.9%）

未加入の方で、加入の手続き案内をご希望の場合は、保健室までお知らせください。すでに加入の申し込みが済んでいる場合には、手続きは不要です。（一度申し込むと、特段の申し出がない限り、小学校卒業時まで自動更新されます）

★共済掛金

- 義務教育諸学校の保護者負担額は460円になります。生活保護世帯及び就学援助受給世帯の掛金は、川崎市が全額負担します。掛金の支払いは毎年発生します。

★給付が受けられる場合

- 医療費の給付は、医療保険並の療養に要する費用の額（10割分）が5,000円以上のものが対象となります。
- 授業中や課外活動中だけでなく、休憩時間や通学途中でのけがなども対象となります。
- 給付を受けようとする事由が生じた日から2年間請求を行わないときは、時効によって給付を受ける権利が消滅します。なお、交通事故など第三者の加害行為により損害賠償を受けた場合などは、給付が制限されます。

★給付額

- 医療保険並の療養に要する費用の額（10割分）が5,000円以上の場合、その4割分が給付されます。ひとり親家庭医療費助成制度、小児医療費助成制度などの支給を受けたときは、保険診療の医療費自己負担額に、医療費総額の1割分を加えて給付されます。

★給付の基準

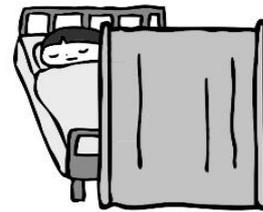
- 同一の災害の負傷又は疾病に関する医療費の支給は、初診から最長10年間継続して受けることができます。
- 生活保護法による保護を受けている児童生徒に係わる災害については、医療費の給付は行われません（障害・死亡見舞金は給付の対象となります。）

ほけんしつで「できること」は？

ころんだ・ぶつけたなどの「けがのてあて」



ぐあいがあるときの「きゅうよう」



からだ・こころのけんこうの「べんきょう」



しんぱいごと・なやみなどの「そうだん」

